

令和 7 年度小田原市国民健康保険特定保健指導業務（単価契約）委託仕様書

- 1 件 名 令和 7 年度小田原市国民健康保険特定保健指導業務（単価契約）
- 2 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所 小田原市内公共施設
- 4 業務目的
高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成 20 年 4 月から各医療保険者に義務化された 40～74 歳の国民健康保険加入者に対する、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣改善のための行動変容を支援する特定保健指導を実施する。
- 5 対象者
令和 7 年度に特定健康診査を受診した者のうち、特定保健指導の対象となる者
- 6 業務内容
業務内容は以下の内容とし、事業の実施にあたっては小田原市（以下「発注者」という。）と十分な調整を行うこととする。
 - (1) 企画
特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について立案し、発注者に報告する。
 - (2) 普及・啓発
特定保健指導利用率向上と生活習慣病予防の理解促進のための普及・啓発について、媒体等を用いて保健指導利用券送付時に行う。
 - (3) 対象者への通知、募集等
発注者が階層化した対象者に対し、利用券の出力、送付を行い、参加の意思確認を行う。初回の通知で意思表示のない者に対しては、意思確認がとれるよう工夫する。通知については発注者と協議の上、作成する。
 - (4) 動機付け支援・積極的支援の実施
 - ア 特定保健指導参加者の面接の日程調整、参加者の割り振りを行う。会場確保については発注者が行う。なお、会場については、市民の利便性について考慮したものとするため、協議の上決定する。
 - イ 支援実施の日時等については、参加者が参加しやすい曜日・時間帯の実施も考慮するが、発注者と十分な調整をはかり実施する。
 - ウ 特定保健指導の実施内容及び実施者については、厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導プログラム【令和 6 年度版】」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4. 2 版）」に沿った内容とし、参加者には、原則的に同じスタッフが継続して関わること。
 - エ メタボリックシンドローム予防の成果をあげるため、動機付け支援及び積極的支援を行う。
 - オ 業務の実施については、次のとおりとする。
 - (ア) 動機付け支援
個別面接や電話、電子メール、FAX、ICT 等により支援を行う。また支援の内容は次のとおりとする。
 - a 健診結果から、食事や運動など生活習慣の振り返りができるものとする。
 - b 生活習慣の問題点に気付き、改善の必要性が理解できるよう説明する。
 - c 食事・運動等、生活習慣の改善に必要な事項について、具体的な行動目標を立て

られるよう支援し、実践的な指導をする。

- d 参加者本人の取り組み状況を把握し、状況に応じて賞賛・励ましを行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。
- e 次回の支援や評価の約束をする。
- f 行動目標に対する取り組みの評価を行う。
- g 今後も継続して実践できるよう支援し、来年度の健診受診を勧める。
- h 生活習慣を改善するために必要な市で実施している健康づくり教室やがん検診などの社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。

(イ) 積極的支援

個別面接、電話、電子メール、FAX、ICT 等により支援を行う。「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4．2版）」に示されているとおり、アウトカム評価とプロセス評価を合計して180ポイント以上の支援を実施するものとする。また、支援の内容としては次のとおりとする。

- a 健診結果から、食事や運動など生活習慣の振り返りができるものとする。
- b 生活習慣の問題点に気づき、改善の必要性が理解できるよう説明する。
- c 実施可能で具体的な行動目標が立てられるよう支援する。
- d 食事や運動などは取り組み可能なメニューを対象者に合わせて提供する。
- e 参加者本人の取り組み状況を把握し、状況に応じて賞賛・励ましを行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。
- f 次回の支援や評価の約束をする。
- g 行動目標に対する取り組みの中間評価を行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。
- h 今後も継続して実践できるよう支援し、来年度の健診受診を勧める。
- i 生活習慣を改善するために必要な市で実施している健康づくり教室やがん検診などの社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する

(ウ) 指導教材の提供

指導教材は受注者が手配をし、教材の選定については事前に発注者と十分に調整すること。

(エ) 支援過程で作成する生活記録等の情報管理

(オ) 個別支援の評価・実施報告

個別支援の進捗状況の報告書は紙媒体及び電子媒体（CD-R 等）とし、定期的に提出すること。また、受注者と発注者の連絡会は1回/3～4か月行い、議事録は受注者が作成し、健康づくり課に提出すること。

(カ) 中断者の督促支援

(キ) 未受診者勧奨支援

未利用者へは、募集を送付した翌月に再募集通知の発送をする。また、電話による再々募集の実施をし、内容の把握を行う。

(ク) 年度実施報告書の作成

実施報告書は、今年度の支援終了後すみやかに発注者に提出すること。

(ケ) 費用

通知等の発送に係る費用については、受注者の負担とする。

7 支援期間

3か月以上の継続的な支援を行い、支援後に評価を行う。ただし、対象者の状況等に応じ、従前どおり6か月経過後に評価を実施することも可能とする。

8 報告書

当該業務委託に係る報告書を紙媒体及び電子媒体（CD-R 等）で発注者に納品する。

9 単価

動機付け支援・積極的支援については完全従量制とする。

10 支払い

動機付け支援は初回の個別支援が終了し報告書が提出された段階で8割、最終報告が提出された後に残りの2割を支払うこととする。

積極的支援に関しては、初回の個別面接が終了し報告書が提出された段階で6割、最終報告が提出された段階で4割を支払うこととする。

支援実施中に脱落等により終了した場合は、「継続支援分の金額×（実施済みポイント数／計画ポイント数）」の金額を支払うこととする。

なお、特定保健指導実施時に小田原市国民健康保険の資格を喪失していた者などを誤って支援をした場合の差額の支払いは行わない。

請求は、発注者が支払い代行業を委託した国民健康保険団体連合会に実施月の翌月15日までに請求するものとする。

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づいて行う。

12 対象者に係るデータ

(1) 対象者データの提供

ア 対象者データの形式はエクセルとし、発注者の指定する電子媒体等を利用するものとする。データの受け渡しについては、小田原市健康づくり課執務室内において行うものとする。データの受け渡し日については記録をし、双方で確認ができるようにする。

イ データの内容は、個人番号、氏名、カナ名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、性別の他、特定保健指導レベルの判定に用いる特定健康診査のデータ項目【服薬歴（血圧、血糖、脂質）、喫煙歴、身長、体重、BMI、腹囲、収縮期血圧、拡張期血圧、空腹時中性脂肪、随時中性脂肪、HDL コレステロール、空腹時血糖、随時血糖、HbA1c（NGSP 値）】を提供する。

(2) データの返却

使用した電子媒体は、業務終了次第発注者に返却する。

13 事故等への対応

事故等の責任及び損害賠償等は受注者に帰属する。また、受注者は事故やトラブルが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに発注者へ報告し、対応できる体制をとること。

14 特記事項

- (1) 委託業務全般に関するその他の事項については、発注者と十分に調整し、保健指導の質の向上に努めること。
- (2) 保健指導期間中、医療が必要な者には受診勧奨をすること。
- (3) 保健指導実施の際には、必要に応じて市の事業や窓口に関する情報提供を行い、保健指導終了時には市の健康相談窓口を紹介すること。
- (4) 保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等は行わないこと。
- (5) 保健指導を行う施設は小田原市内とし、それらの施設は健康増進法第25条に定める受

動喫煙の防止措置が講じられていること。

(6) 本業務における対象者の予定人数は、別紙内訳表を参照すること。

(7) 小田原市国民健康保険特定保健指導業務プロポーザルの企画内容に沿って実施すること。

15 その他

(1) 実施状況等の照会

発注者が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めた場合は、速やかに対応すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、別途協議して決定する。